

# Weekly Report

第334号  
平成27年11月9日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 年末調整に関するQ&A

年末調整の時期が近づいています。

### ◆Q&A

Q. 年末調整の対象者は？

A. 原則として「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出しており、年末まで勤務している方が対象となります。ただし、給与総額が2千万円を超える方などは対象外です。

Q. 年の途中で入社した方がいる場合は？

A. 入社前に他の会社で給与を受け取っていた場合は、前の会社の給与を含めて年末調整をするので、前職の源泉徴収票を提出してもらいます。

Q. 年末調整の対象となる給与は？

A. 1月1日から12月31日までの間に支払うことが確定した給与が対象となります。なお、未払いがある場合でもその年の年末調整の対象となります。

Q. 確定申告をする場合には、年末調整をしなくてもいい？

A. 給与以外の所得がある場合などで確定申告をする方についても、給与総額が2千万以下の場合には、年末調整を行います。

Q. 扶養親族等に該当するかは、いつの時点で判定する？

A. 控除対象となる配偶者や扶養親族は、その年の12月31日の現況で判定します。ただし、年の途中で亡くなった場合は、その時点で判定することになり、要件を満たしていれば控除を適用できます。

Q. 同居していないと扶養控除の対象にならない？

A. 常に生活費や療養費を送金しているなど、本人と生計を一にしている場合は、別居している親族でも対象になります。

## 扶養控除申告等のマイナンバーは省略可能に

28年1月以後に提出する扶養控除等申告書には、従業員本人や控除対象扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、安全管理措置の負担軽減を図るため、記載を省力する方法も認められることになりました。

子の取扱いは、給与支払者と従業員の合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載し、給与支払者は従業員等の個人番号を確認した旨を申告書に表示することで、省略できます。

なお、保管している個人番号と記載が省略された個人番号が、適切かつ容易に紐付けられるように管理しておく必要があります。

## 来年の裁判員候補者に通知が届きます

裁判員候補者名簿に登録された方に、裁判所から名簿記載通知が今月12日に送られます。通知は来年、裁判員になる可能性があることを知られるもので、この段階では必ずしも裁判員に選ばれるわけではありません。名簿の中から事件ごとに裁判員候補者がくじで選定されます。

なお、裁判員に選べれ場合、「仕事が忙しい」という理由だけでは辞退できませんが、重要な仕事があり、本人が行わなければ事業に著しい損害が生じる場合には、自体が認められます。